

## 中東知的財産ニュースレター Vol. 13 (特別号 - クウェートの PCT 加盟と国内特許制度廃止による影響)

2016年9月、クウェートにて特許協力条約 (PCT) が発効しました。

これで、湾岸協力会議 (GCC) を構成する6カ国 (バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦) 全てが PCT 加盟国となりました。このこと自体、注目すべきニュースですが、クウェートは国内特許制度を廃止した上で PCT へ加盟したため、クウェートだけでなく GCC 地域全体の特許保護の今後についていくつかの疑問が生じています。

本稿では、GCC 特許を含め、クウェートの特許に関する法律を検証し、これらの疑問を考察することとします。また、クウェートの国内特許および GCC 特許の今後について考察し、それらがクウェートおよび GCC での出願手続きにどのような影響を与えるのか検討したいと思います。

### クウェートの PCT 批准

クウェートの PCT 批准は、2016年3月27日に制定された2016年法第11号により承認されました。その後、2016年6月9日 PCT 加盟料を支払い、クウェートは正式に149番目の PCT 加盟国となりました。

PCT は、一度の国際特許出願を行うことで、国ごと、または、地域ごとに個別の出願を行わなくても、同時に多くの国々での特許保護の申請を可能にするものです。

しかし、特許の付与については、各国の特許庁が権限を有し、これは国内段階 (national phase) と呼ばれます。したがって、PCT 加盟国は、特許付与を可能にする国内法を有する必要があるということになります。

### クウェートでの国内特許

クウェートには、長く続いた国内特許出願制度がありました。この制度は1962年法第4号 (1962年法) により導入されたものです。

1962年法が制定された当時、クウェートは PCT にもパリ条約にも加盟していませんでしたが、1962年法の第50条に基づき、過去の出願の12カ月の優先権を主張することが可能でした。

しかし1962年法は、2016年4月3日に発布され翌日に有効となった2016年法第115号 (2016年法) により2016年4月4日に廃止されました。

2016年法は、2013年法第71号 (2013年法) を施行するものであり、1962年法を廃止することを明確に定めていますが、クウェートで付与される国内特許の新制度については何ら定められていません。

2016年4月4日に2013年法が施行されると同時に、クウェート特許庁は、新たな特許出願の受付を停止しました。したがって、現在のところ、クウェートで国内特許の出願を行うことはできません。

現時点では、2016年4月4日以前に提出された特許出願がどうなるのか、2013年法には関連規則が定められていないため、明らかではありません。1962年法においては、国内での特許出願は可能でしたが、クウェート特許庁は、出願内容を審査したり、特許を付与したりするための仕組みは持っていませんでした。

そのため、2016年4月4日以前に提出された特許出願が果たしてどうなるのか、今のところ分かりません。

## クウェートにおける GCC 特許

2013年法のもう一つの重要な効果として、GCC 特許法および付帯規則をクウェートで有効にすること挙げられます。つまり 2016年4月4日に GCC 特許法および付帯規則がクウェートに導入されたということです。

GCC 特許法および付帯規則は、1992年に初めて制定されました(2000年に付帯規則が改正されています)。GCC 特許法および付帯規則の構造は、(法令と違い)欧州連合指令に似ています。GCC 各国で GCC 特許法および付帯規則を適用するには、それら法律および規則をその国の国内法として制定する必要があります。

2013年法は、GCC 法および付帯規則を導入することで、この条件を満たしていますが、2013年法は、同法が制定された 2016年4月4日以前の出願については対応していません。つまり、2016年4月4日以前に付与された GCC 特許がクウェートでどのように適用されるかについて、何ら規定されていないということです。

さらに、GCC 特許法(26条)は、GCC 特許の実施は、国内法によるものであることを明確に示しています。したがって、クウェートでの GCC 特許の実施はクウェート国内法で対応しなければなりません。

しかし、2013年法には、クウェートにおける GCC 特許の実施に関する規則はありません。よって、特許の付与日が 2013年法が施行された 2016年4月4日以前か以後かに関わりなく、GCC 特許がクウェートにおいてどのように実施できるのか、明らかではありません。

## 出願戦略 - クウェート国内特許および GCC 特許の将来

PCT 出願で、クウェートを指定国として国内段階へ移行することが可能です。しかし、1962年法の廃止により、クウェートには国内特許を出願するための法律が存在しません。

もちろん、だからと言って、クウェートでの特許保護を求める者が、PCT 出願を行う際にクウェートを指定国とすべきではないということにはなりません。クウェートを指定するために費用がかかるわけでもありませんし、また、クウェートでの国内出願を可能にする法律が再導入される可能性もあります。

ただし同時に、クウェートでの国内出願の手続きができない可能性もあることを忘れてはなりません。したがって、GCC 特許出願という選択肢も考慮すべきです。

今のところ GCC 特許は PCT 制度の適用範囲外です。GCC 特許を出願する場合、GCC 特許法の第7条第1項に則り優先権を求めることができます。12ヵ月間の優先権が認められています。

しかし、地域の特許庁が、国内段階の出願手続きへの対応および特許の付与に関する場合もあります。例えば、欧州特許庁は、世界知的所有権機関(WIPO)の PCT 出願の指定先とすることができ、WIPO とその加盟国の国内特許庁を仲介する役割を担っています。

GCC6カ国の全てが PCT 加盟国となった今、WIPO と GCC 特許庁の間で協定が結ばれ、GCC 特許庁が PCT に加わる可能性もあります。

その場合、PCT 制度を通じて GCC 特許を取得することも可能となり、最も望ましい選択肢となります。

ただし、クウェートでの保護を求める場合、2013 年法に実施規定が存在しないという事実が懸念として残ります。いずれ、クウェート法が改正され、GCC 特許の実施が可能となるでしょう。

これら二つの想定が現実のものとなれば、クウェートでの特許保護を求める者にとって最善の選択肢は、当然 GCC 特許出願となるでしょう。現時点では、PCT 出願を行い、その国内段階への移行までにクウェートが国内特許法を再導入する可能性を考慮し、クウェートを指定国とするという方法が賢明な策といえるでしょう。

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 13 (2017年4月)

[著者]

Clyde & Co

Middle East Regional Office

PO Box 7001, 15F, Rolex Tower, Sheikh Zayed Road, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 384 4000 Fax: +971 4 384 4004 Email: ip@clydeco.ae

كلیدانكو  
**CLYDE&CO**

[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所

Room No. 701-704, 7th floor, Maze Tower, Dubai, U.A.E.

Tel: +971 4 3880601 Email: dubai\_ipr@jetro.go.jp

**JETRO**

日本貿易振興機構(ジェトロ)

2017年4月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Clyde & Coが英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETROは、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETROはその責任を負いかねます。